

下野市庁舎建設委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年12月10日

下野市長 広瀬 寿雄

下野市庁舎建設委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 下野市庁舎の建設に関して、市長の諮問に応じ、下野市庁舎建設基本構想の策定に関し必要な調査及び審議をするため、下野市庁舎建設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎建設の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎建設の候補地に関すること。
- (3) 庁舎の建設規模に関すること。
- (4) 庁舎の建設時期に関すること。
- (5) 庁舎建設の手法に関すること。
- (6) その他庁舎建設に必要と思われる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、24人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査及び審議が終了

する日までとする。

(会長)

第5条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときに関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年12月10日から施行する。